

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 兵庫県

農業委員会名： 南あわじ市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和8年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5年8月1日

任期满了年月日 令和8年7月31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	10
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	4
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	35	35	4(35)

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	2,979
農業経営体数	2,583

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	4,067
女性	1,846
40代以下	427

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	775
基本構想水準到達者	337
認定新規就農者	15
農業参入法人	57
集落営農経営	43
特定農業団体	0
集落営農組織	43

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	計			
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,450	230	0	0	0	3,680

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)/(A)	
	3,690	ha	1,693	ha	45.9	%
課題	高齢化や後継者不足による不耕作地や悪条件の農地の遊休農地化を防止しつつ、市単独事業農地バンクの利活用により担い手及び新規就農者等への農地の有効利用・流動化促進のための対策を講ずる必要がある。					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和15	年度	集積率	65.0	%
今年度の新規集積面積	39	ha	農地面積(C)	3,690	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1,732	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	46.9	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	89	ha	農地面積(F)	3,680	ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	1,782	ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	48.4	%
目標に対する達成状況(H)/(E)	103.2	%			

農業委員会の 点検結果	耕作の継続が困難などの相談に対して、市単独事業農地バンクへの登録を勧め有効活用に繋げている。令和7年度は22人から合計57筆、4.6haの農地が新たに登録され、登録農地から41筆、約3.3haの農地が利用権設定や所有権移転が行われ、農地の流動化を図ることができた。引き続き、市の農地バンクの活用、地域計画に沿った各地区での集積を推進し、目標集積率65%に近づけるよう活動を進める。
----------------	--

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積		
	59.7	ha	うち緑区分の遊休農地面積 59.5 ha うち黄区分の遊休農地面積 0.2 ha
令和6年度と同様、利用状況調査の効率的な実施と解消に向けた指導を行い、また再生利用が困難と見込まれる農地については、非農地判断を適切に行う。燃料費高騰も相まって保全管理が不十分な農地が増加したので委員及び事務局職員による遊休農地解消の啓発に、より一層力を入れる。			

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	22.2	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	4.4	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.4	ha
--------------------------	-----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	昨年に引き続き、関係機関と相談して策定する。
-------------------------	------------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	19.0	ha
---------------------------	------	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	0.3	ha
------------------------	-----	----

今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	7.3	%
-----------------------	-----	---

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	緑区分農地解消と同様に解消に取り組んだ。
-------------------------	----------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	12.0	ha
---------------------------	------	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	8月～12月		11月～12月	
	1号遊休農地の面積	69.3 ha	うち緑区分の遊休農地	69.2 ha
		うち黄区分の遊休農地	0.1 ha	

農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	12月～翌年1月(翌年2月～3月:未提出者への勧奨)		12月～翌年3月	

農業委員会の点検結果	農業従事者の高齢化による離農や後継者不足や中山間地域や土地改良事業未実施による農地・鳥獣被害の恐れのある悪条件の農地での遊休農地化が増加が見られる。新規の緑判定農地が増加傾向にあることから、見回り活動を強化するとともに農地として残すところ、そうでないところを区分し、非農地判定を進めていく。
------------	---

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和4年度新規参入者		令和5年度新規参入者		令和6年度新規参入者	
	10	経営体	25	経営体	26	経営体
	5	ha	11	ha	11	ha

課題	新規参入者が希望しても効率的な優良農地・住居・農業用施設・農業用機械の確保が困難であることから、新規参入者がスムーズに農業経営を担えるよう地域との調和と調整の橋渡しを図る。
----	--

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
	202 ha	211 ha	284 ha	232 ha

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	23.2 ha
---	---------

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		4.6	ha
公表URL		(その他の公表方法)	窓口閲覧用台帳を事務局に設置
目標に対する達成状況(B)/(A)		20.0	%
(参考)新規参入者の参入状況		参入経営体数	23 経営体
		取得農地面積	4.3 ha

農業委員会の点検結果	令和7年度も市単独事業農地バンクは、利用意向調査時などの機会やホームページへの情報掲載を行うことで、高齢化による労働力低下や遠方に居住している所有者等に管理・耕作が難しい農地を登録してもらい、農地を貸借・所有を希望する新規就農者等へのマッチングと農地の流動化を推し進めることができた。
------------	--

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	8 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	19 人
		農地利用最適化推進委員の人数	35 人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
2月	農地の集積	利用意向調査送付時及び利用意向調査未回答者への委員からのアプローチ時に耕作放棄地及び遊休農地の発生防止のために、市単独事業の農地バンクに登録してもらい、担い手や新規参入者等への空き農地の流動化を図る。
3月	遊休農地の解消	利用意向調査送付時及び利用意向調査未回答者へのアプローチ時に耕作放棄地及び遊休農地の発生防止に努める声掛けに力を入れる。
7月	新規参入の促進	合同就農相談会開催前に委員全員に相談会のリーフレット配布や啓発に力を入れ、新規就農者の参加者を募る。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
2月	農地の集積	利用意向調査送付時及び利用意向調査未回答者への委員からのアプローチ時に耕作放棄地及び遊休農地の発生防止のために、市単独事業の農地バンクに登録してもらい、担い手や新規参入者等への空き農地の流動化を図る。
3月	遊休農地の解消	利用意向調査送付時及び利用意向調査未回答者へのアプローチ時に耕作放棄地及び遊休農地の発生防止に努める声掛けに力を入れる。
7月	新規参入の促進	合同就農相談会開催前に委員全員に相談会のリーフレットを配布し、新規就農者の参加者を募る。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3) 新規参入相談会への参加

① 目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	8月	相談会名	合同就農相談会
参加者数	1人	開催場所	南あわじ市役所
相談会の内容	南あわじ市での就農希望者に対し、現場の立場から農業の魅力・特色を広く発信し、不安な点・疑問等の相談に対応する。		
開催時期	0	相談会名	0
参加者数	0	開催場所	0
相談会の内容	0		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

② 実績

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	8月	相談会名	合同就農相談会
参加者数	1人	開催場所	南あわじ市役所
相談会の内容	南あわじ市での就農希望者に対し、現場の立場から農業の魅力・特色を広く発信し、不安な点・疑問等の相談に対応することができた。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待どおりの結果が得られた

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	2
目標に対し期待を上回る結果が得られた	13
目標に対して期待どおりの結果が得られた	20
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	19

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名： 兵庫県
 農業委員会名：南あわじ市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		134 件	うち許可	133 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	15 日	処理期間(平均)	16 日
	総会開催日の公表	公表している		申請書締切日の公表	公表している	

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定					
	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任					
	○	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任				
1年間の処理件数	40 件	うち許可相当	40 件	うち不許可相当	0 件	
処理期間	標準処理期間	申請書受理から	15 日	処理期間(平均)	17 日	

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	3,680 ha	0.24 ha
違反転用解消のために実施した活動内容		
実 績	違反転用解消面積	0 ha

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入